

板倉ニュータウングリーンブロック売却型モデルハウス設計費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板倉ニュータウングリーンブロック内において、ハウスメーカー及び地元工務店（以下「住宅事業者」という。）が建築する売却型モデルハウスの設計業務に係る費用の一部を補助することにより、モデルハウス建築の促進及び地域住宅事業の活性化に資することを目的とする。

(対象となる住宅事業者)

第2条 本要綱の対象となる住宅事業者は、板倉ニュータウングリーンブロック内において売却型モデルハウスを建築する者とする。

2 住宅事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならず、誓約書（様式第1号）を企業管理者へ提出しなければならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 九 県税等の滞納がある者
- 十 その他本補助金の趣旨及び交付の目的に照らして企業管理者が適当でないと認める者

(補助の対象となる設計業務及び補助金額)

第3条 補助の対象となる設計業務は、前条に定める売却型モデルハウスの建築に係る設計業務とする。

2 補助金額は一棟あたり100万円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とし、住

宅事業者が実際に支出する設計費用が上限額を下回る場合には、実費の額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の申請をする住宅事業者は、設計業務着手前に、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(個人の場合は「住民票」)
- (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書(様式第1号)
- (3) モデルハウス建築計画書(モデルハウスの規模、用途、設計方針など)
- (4) 設計費用見積書
 - (ア) 基本設計費(概略プラン作成、ゾーニング、デザイン作成)
 - (イ) 実施設計費(詳細設計、施工図、仕様書作成)
 - (ウ) 構造設計費(必要に応じて)
 - (エ) 設備設計費(電気、給排水、空調、換気等の設計)
- (5) その他、企業管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 企業管理者は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査し、適正と認めた場合には、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第3号)により住宅事業者に通知するものとする。

2 住宅事業者は、前項の補助金交付決定前に設計業務に着手してはならない。

(補助金の交付申請の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その変更等の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付変更等承認申請書(様式第4号)に変更となる関係書類を添付し、企業管理者に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- 二 補助金の額が変更になるとき。

2 企業管理者は、前項の規定による交付変更等承認申請があった場合は、その内容を審査し、引き続き補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付変更等承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 企業管理者は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付取下げ書(様式第6号)を企業管理者に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた住宅事業者(以下「補助対象者」という。)は、モデルハウス建築完了後、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 設計費用の支払いを証する書類(設計委託している場合のみ)
- (2) 設計費用実績書
 - (ア) 基本設計費(概略プラン作成、ゾーニング、デザイン作成)
 - (イ) 実施設計費(詳細設計、施工図、仕様書作成)
 - (ウ) 構造設計費(必要に応じて)
 - (エ) 設備設計費(電気、給排水、空調、換気等の設計)
- (3) 建築確認済証及び検査済証の写し
- (4) モデルハウスの竣工写真
- (5) その他、企業管理者が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 企業管理者は、前条の完了報告書を受領後、その内容を審査し、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第9号)を企業管理者に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 企業管理者は、前条の請求書を受領した日から起算して30日以内に、補助金を補助対象者に支払うものとする。

2 補助金の支払いは、精算払いとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 企業管理者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、この要綱の規定に違反したことにより企業管理者の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第13条 企業管理者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の実施に関し必要な事項は、企業管理者が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。